

# 西宮市立塩瀬児童センター及び山口児童センター設置運営に関する 事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立児童福祉施設条例(昭和43年西宮市条例第55号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、西宮市立塩瀬児童センター及び西宮市立山口児童センター(以下、「児童センター」という。)の管理運営委託について必要な事項を定める。

(委託契約)

第2条 管理運営に要する経費については指定管理者と年度協定を締結し、委託料として支出する。

(委託事項の報告等)

第3条 指定管理者は、児童センターの利用状況その他市長は指定する事項について、市長に報告しなければならない。

2 市長が必要と認めるときは、委託事項について調査し、又はその実施について指導することができる。

(児童厚生員の配置)

第4条 児童センターには2人以上の児童厚生員を置くほか、必要に応じてその他の職員をおくことができる。

(児童厚生員の資格)

第5条 児童厚生員は原則として次の何れかに該当するものでなければならない。

(1) 厚生労働大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 保育士資格を有する者

(3) 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の過程による12年の学校教育を終了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者

(4) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員免許を有する者

(5) 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有するものであって、児童厚生員として適任と認められる者

(利用対象)

第6条 西宮市児童福祉施設条例施行規則(昭和43年西宮市規則第66号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、個人使用できる児童とは0歳児から中学校3年生までとする。

(使用の要件)

第7条 児童が個人使用する場合は児童センターを使用できる者は次の各号に掲げるものとする。

(1) 子ども会等児童によって組織された団体

(2) 児童の健全育成を目的として組織された団体

(3) その他市長が適当と認めた者

(備える帳簿)

第8条 児童センターには日々の活動を記録する日誌及び来館児童数を集計する日計表を備えなければならない。

(運営委員会)

第9条 児童センターの円滑な運営を図るため、児童センター運営委員会を設置する。

2 児童センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(母親クラブの組織等)

第10条 児童の健全育成を図るための地域組織活動として、児童センターに近隣の母親で構成する母親クラブを組織することができる。

2 指定管理者は、児童センターを前項の母親クラブの地域組織活動の場として提供するにとどまらず、その活動について助言を与えるほか指導者の養成・訓練も行うものとする。

(母親クラブの活動費の助成)

第11条 市長は、前条の母親クラブに対し、活動費の助成を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、管理運営の実施に関し必要な事項は指定管理者が市長と協議の上別に定めることができる。

付 則

この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。